

# 經濟論叢

第118卷 第3・4号

哀 辞

故石川興二名誉教授遺影および略歴

国家独占資本主義論争における国家と社会……………	池 上 惇	1
合衆国の大規模農場経営の位置と その階級的性格(3)……………	中 野 一 新	18
「プロシア型」農業進化の構造・序論……………	加 藤 房 雄	48
利潤の内部留保, 新株発行を含む マクロ分配理論……………	加 納 正 雄	70
アダム・スミスの国家論……………	中 谷 武 雄	83
差額地代論における資本主義的土地所有の形成……………	梅 垣 邦 胤	106

追 憶 文

師を憶う……………	出 口 勇 藏	124
-----------	---------	-----

故石川興二 名誉教授 著作目録

昭和51年9・10月

京 都 大 學 經 濟 學 會

# アダム・スミスの国家論

—国家権力の形成過程の論理と歴史を中心に—

中 谷 武 雄

## I はじめに

1976年は、アダム・スミスの『諸国民の富』が発刊されて200年に当たるので、多様な記念事業的研究が企画されてきた。これらの企画は、わが国においても、スミス研究を更に大きく発展させる上で、大いに貢献するであろう。

ところで、日本におけるスミス研究は、世界に他の類いを見ないほど高い水準に発展しているといわれており<sup>1)</sup>、研究の伝統も長く、日本資本主義の思想像に多大の影響を与えた多くの研究者層を擁してきた。日本におけるスミス研究史から見て、現在の日本のスミス研究は、戦後の第二段階に入っているといわれている<sup>2)</sup>。この段階での研究動向は、戦前・戦後の第一期(1950年代前半)の成果を継承しつつ発展させるべく、次の三つの方向に主要には集中されている。一つは財政論や国家論への上向を目指すもの。二つは『道徳感情論』、特にその中で人間論を掘り下げようとするもの。三つはスコットランド歴史学派とスミスとの関連を探ろうとするものである<sup>3)</sup>。

小論は、スミスの国家論を、財政学における租税発生史論的な見地から考察しようとするものなので、研究史における第一の方向についてのみ若干展望し

1) 例えば、他の諸国には例がないような、「アダム・スミスの会」というものが組織され、有益な活動を行っている(アダム・スミスの会・大河内一男編「アダム・スミスの味」東京大学出版会、1965年、参照)。また、マルクスとともに、スミス研究が日本において盛んなことの背景とその意味については、座談会(大河内一男他)、日本とアダム・スミス、大河内一男編「国富論研究」Ⅲ、筑摩書房、1972年、参照。

2) 杉原四郎、日本におけるアダム・スミス、同上「国富論研究」Ⅲ、176ページ。

3) 同上、181-182ページ。

てみよう。この流れは山崎怜氏や和田重司氏によりその先鞭をつけられたとされるもので、その特徴は一言でいうならば、『諸国民の富』を中心にしてスミスの経済学体系を、財政論や経済政策論をも含めて、マルクスの経済学批判体系のプランにそって、全体系的に再構成を試みようとするものである。これは、国家論を視野の外においた従来の学説史研究の狭さを克服することを目標に置いたもので<sup>4)</sup>、国家独占資本主義体制といわれる現在の状況の下にあっては、国家論の視点を欠いて現実的な課題に対して、経済理論が有効な役割を果せえないという認識が強く働いている<sup>5)</sup>。

両氏を中心とするこの流れの研究は、財政論や経済政策論、更には国家論をも、スミス研究の中に定着させるというきわめて大きな成果を築いた。これらの研究のうち、例えば山崎怜氏による、「絶対的な安価な政府論」=ブルジョア・ラディカリズム(トーマス・ペインら)と、「相対的な安価な政府論」=生産力水準との調和をもった不生産的階級論(アダム・スミス)という区別をとりあげてみよう。氏は、生産力すなわち分業の発展水準にふさわしい、それにみあった政府形態の分析<sup>6)</sup>、あるいは、国家範疇を国民的総分業体制の総括として位置づける<sup>7)</sup>というように、生産力の発展と、分業の発展水準との関連において財政論や国家論を把握しようとするものであった。こうした方向は、スミス研究史においては、「搾取の体制」と「富裕の体制」との矛盾した事実の共存するスミスの文明社会、この謎を解く鍵としての分業による生産力の発展を認識したこと、すなわち生産力とその要因をスミスが科学的に認識したことを強調された内田義彦氏のスミス経済学の理解<sup>8)</sup>の延長線上に、国家論を位置づける

4) 同、アダム・スミス研究文献解題、前掲「国富論研究」Ⅲ、257-258ページ。なお後出注13も参照のこと。

5) 同、前出、日本におけるアダム・スミス、183ページ。なおスミス研究史の展望については、杉原四郎氏の前出二論文の他に川久保晃志、日本におけるアダム・スミス研究、「季刊社会思想」3巻第1号、1973年4月、や、大森郁夫、日本におけるスミス研究の動向、「週刊東洋経済」昭和51年2月13日、臨時増刊「『国富論』2004年特集」、なども参照のこと。

6) 山崎怜、『『安価な政府』の基本構成、「香川大学経済論叢」第41巻第2号、1968年6月、他。

7) 同、アダム・スミスと国家、前掲「国富論研究」Ⅲ、他。

8) 内田義彦「増補経済学の生誕」未来社、1962年。特に後編参照。

ものといえよう。両者にあっては、国家の不生産的な性格が前提されており（もちろんこのことは正しい把握ではあるが）、その負担の軽減の問題を前面に出すか否かの差があるものの、スミスの国家論を、社会の生産力の進歩との調和論として高く評価したものに他ならない。

小論では、従来研究成果をふまえつつも、単に国家を生産力の発展水準との調和の中でのみつかむのではなく、生産力の進歩が、住民の商業や産業への専心を呼び起こし、国家の行政への参加の時間がなくなること、すなわち、行政や裁判の「専門家」と住民一般との分業の中で国家の発生を把握しようと試みた。この試みは、スミスの分業論がたえず時間の要素に着目している（例えば（分業による利益の一つとしての時間の節約）ことに注目し、社会の分業の発展に伴う国家権力の発生を、時間の余裕がなくて行政に参加できない人びとと、時間の余裕があって行政や裁判に専心できる人びととの分業の固定化を媒介にして把握している側面を分析するものである。またその中で、国家の階級的な性格と、政治的権力の相対的自立化、またその強化の根拠を解明することをも試みようとするものである。これは国家論の重要な現代的課題の一つが、巨大に発展した生産力水準の下では、それにふさわしいあるべき国家形態を追究することだけでは十分でなく、その生産力を管理・統制し、その成果を大多数の住民に還元しうる方途として、労働時間と生活時間の区別、生活時間の拡大による行政への参加の保障を考えてゆくことこそ重要であると考えからである<sup>9)</sup>。

こうした観点に立って国家論を整理していこうとするならば、われわれはスミスの国家論に多くの積極性と、また、消極的性格をも浮彫りにできるであろう。結論を先取りして言えば、スミスの国家論の積極性とは、社会の進歩とともに、時間の要素の問題から、行政に参加しうる余裕のない人と、行政に参加

9) 「労働者が充り渡す時間はいつ終るのか、また、彼自身のものである時間はいつ始まるのか、を明らかにする」という労働時間と生活時間の区別と、それが新しい社会への変革に果す意義を明らかにしたのは、マルクスの大きな功績である（『資本論』第1部第8章労働日、やその他を参照）。また人間の発達観から、この点に注目した杉原四郎氏の興味ある展開も参照のこと（杉原四郎「ミルとマルクス、増訂版」ミネルツァ書房、1967年、特に第1部第4章）。

できる時間のある人との分業の必然性を論証し、それによって、精神労働と肉体労働との分業に関する科学的把握の手がかりを提供しえたことであろう。またその限りにおいて、社会の中から出て社会の上に立つ国家<sup>10)</sup>の発生史的把握にある程度成功したことである。しかし他面、この行政に参加する時間のない人びとは、租税を支払って、少数者に統治業務を委託し、これによって私有財産を保護してもらい、自分は仕事に専念する。この分業により生産力を高めることが社会進歩の方向であると考え、統治する者と統治される者との分業を固定化したことは、スミスの国家論の消極性である。なぜならば、生産力が高くなれば、全ての人間が全面的に発達し、行政に参加できる前提が成熟する<sup>11)</sup>のだが、スミスはこの側面を無視し、むしろ分業による人間の「白痴化」を防止し、社会の中に「貧乏人」をつなぎとめておくための教育の必然性を強調するにいたる。これを、今日の工場法と対比し、その教育条項と対比するならば、その保守的性格は明瞭であろう。

それにもかかわらずスミスは、理論と政策と歴史の混合体としての古典経済学<sup>12)</sup>の代表者の一人であり、それ故に以上の課題に答えるためには、彼の国家に関する言及部分を忠実に追跡していくことが有効であり、また不可避である。したがって小論において引用が頻繁となり、ままた長文になることもやむなしとしなければならない。むしろこうした作業により、スミスの国家論を正確に把握することが可能となり、従来の学説史研究で立ち遅れている部分を克服し、更に発展させていくことができる前提<sup>13)</sup>が形成されていくであろうと思われる

10) 後出注32参照。

11) 「労働の転換、機能の流動、労働者の全面的可動性を必然的にする」という大工業の本性の把握や、「いろいろな社会的機能を自分のいろいろな活動様式としてかわるがわる行うような全体的に発達した個人」の出現については、Karl Marx, *Das Kapital*, I. *MEW*. Bd. 23, 1962, カール・マルクス, 資本論第1部, 大内兵衛・細川嘉六監訳「マルクス=エンゲルス全集」第23巻, 大月書店, 1965年, 特に第13章第9節, 「工場立法(保健・教育条項)イギリスにおけるその一般化」参照。

12) 島恭彦「財政学原理」日本評論新社, 昭和29年, 6ページ。

13) 例えば、「國家の契機を捨象した従来の著權論研究は、スミス研究をふくめて、いちじるしく抽象的であって、それは政治経済学体系の上向展開のためにも、スミスの総体認識のためにも、古典経済学の歴史的で主体的な把握にも、重大な欠漏部分のひとつである」という山崎脩氏の指

からである。

## II アダム・スミスの国家把握

### 1 その主要な特徴点

アダム・スミスの国家に関する言及部分を概観すれば、彼の方法の顕著な特徴点のいくつかが即座に浮かび上がってくる。これらの特徴は彼の国家観を基本的に規定するものであり、小論の中心的な分析対象である国家権力の形成過程に関しても大きな影響を与えているといえる。また後々の展開にたいしても、これらの特徴点を念頭に置いておくことが必要であると思われるので、まず初めにスミスの国家把握の基本的特徴を要約しておきたい。

第一にその特徴点として浮かび上がるのは、スミスが国家に言及するさいに駆使する歴史的な考察方法、ないしは発生史的把握である。

「統治 government についての正当な観念を得るためには、その最初の形態を考察し、またいかにしてそれから他の形態が生じたかを観察することが必要である。」  
(L. p. 14, 106ページ)<sup>14)</sup>

また、例えば『諸国民の富』の第5編第1章での経費論の展開において、社会の発展段階を歴史的に区分して、その中で経費論の本質に迫っていることは周知のことである。彼の歴史的な接近方法は、国家に関する考察をなすさいに、最も基本的な役割を果たしているといえよう。

第二は私有財産保護者としての国家＝政府の本質規定であり、しかも私有財

14) 摘(前出、『安価な政府』の基本構成、27ページ、注18)や、「労働価値論から出発して国家の高みを提示しているほとんど唯一のもの」という把握からする古典派経済学研究の必要性を説いた和田重司氏(経済学史研究の問題点、「思想」No. 471, 1963年9月、119ページ)を参照のこと。  
14) L. は『グラスゴウ大学講義』の略号。引用ページ数は、前の方が、Adam Smith, *Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms. Delivered in the University of Glasgow by Adam Smith, reported by a student in 1763, and edited with an introduction and notes by Edwin Cannan, Kelley and Millman Inc., New York, 1956*, のそれを指し、後の方は、高島善哉・水田洋訳「グラスゴウ大学講義」日本評論社、昭和22年、のそれを指す。ただし訳文には若干手を加えた。なお、後の引用にも関して、[...]の中は引用者による挿入を、……は中略を示すものとする。なお強調点は原文のまま。

産一般ではなく、貧者からの富者の防衛ということである。

「市民政府 *civil government* は、それが財産の安全のために確立されるものである限り、実は貧者に対して富者を防衛するために、すなわち無財産の人びとに対して若干の財産を持つ人びとを防衛するために確立されるものなのである。」 (*W. of N.* II p. 715, IV 45ページ)<sup>15)</sup>

注目すべきは、この財産保護が政府の基本的任務であるという規定が、第一の歴史的な発生史的な考察方法により導き出されていることである。スミスは、周知のように、社会の歴史的発展段階を、その主要な産業部門で表現して、狩猟、牧畜、農業、商業の四つに分類した (*L.* p. 107, 244ページ) が、社会の初期の段階ではいまだ政府というものは存在せず、歴史の発展の第二段階、すなわち牧畜民族の段階で、正規の政府と呼べるものが、私有財産の出現とともに発生することを示している<sup>16)</sup>。

「牛や羊の家畜の私有は財産の不平等をもたらしたが、これが最初に正規の政府 *regular government* を発生させた。財産が生じるまでは、政府というものは存在しえない。政府の本来の目的は、富を安全に守り、富者を貧者から保護することにあるからである。」 (*L.* p. 15, 107ページ)

第三は財産保護が確実になされると、人びとは自己の労働の成果を享受することを保障されるのであるから、労働意欲が高まり、産業の発展も刺激されるという、国家の確立・強化による社会の発展への寄与の強調である。国家は確かに不生産的なものではあるが、有用なものとしては、きわめて重要な役割を

15) *W. of N.* は『諸国民の富』の略号。引用ページ数は、前の方が、*An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, General Editors R H., Campbell and A. S. Skinner, Textual Editor W. B. Todd, 2vols., 1976, in *The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith*, II, O. U. P., のそれを指し、後の方は、大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』岩波文庫、昭和34~44年のそれを指す。ローマ数字は両方とも分冊数を示す。訳文には若干手を加えた。

16) 社会の発展段階を、狩猟、牧畜、農業、商業という直線の順序でつかむこと、また牧畜民族の段階における家畜の私有との関連でのみ政府の発生を説くことは、史実的な面から見ても疑問の残るところではあるが、ここではその点にふれることなく、スミスの言及部分を跡付け、再構成することに専念したい。

果すのである。

「政府が法とともに確立されると）これらは自分の財産を増殖した個人が、その果実を安んじて享受できるように彼らを保護する。法と政府によりすべての産業 art が盛んになり、それらが引き起こす財産の不平等は十分に保護される。法と政府により、国内の平和が享受され、外敵の侵入は防御される。」(L. p. 160, 321ページ)<sup>17)</sup>

## 2 国家権力の形成

スミスは、政府の基本的な権力として、次の三つをあげている。

「政府の権力は三つである。すなわち、第一に公の利益のために法をつくる立法権。第二に司法権。すなわち個々の人びとにこれらの法に服従させ、服さない者を処罰する権力。第三に行政権。人によってはこれを連合権と呼ぶもので、これには和戦の決定権が属している<sup>18)</sup>。

政府の本源的形態においては、すべてのこれらの権力は人民全体に属していた。」(L. p. 17, 110ページ)

基本的な権力が、人民全体に属していたので、統治は一般的に民主的であった(L. p. 22, 117ページ)。その段階で既に、回りの人びとから非常に尊敬され、彼らの決定にさいして大きな影響力を発揮できる人物が存在していたであろうが、彼は全体の同意がなければ何事もなしえなかった(L. p. 15, 107ページ)。したがって狩猟民族の段階では、正規の政府というものはいまだ存在せず、人びとは自然の法にしたがって生活しており(L. p. 15, 107ページ)、権威といえども単に名称以上のものではなかった(L. p. 137, 288ページ)。この段階では、特別

17) 国家が確立され、強化されることが、社会の発展に大きく寄与するという認識は、不生産的労働としての国家と有用労働としての国家という区別とともに、精神労働と肉体労働との分業関係の中で国家をつかむことの重要性をも示している。スミスをフリードリッヒ・リストと対比した研究は、わが国でも多くの業績を残しているが、リストがスミスにおいて生産力の理論の欠除を説き、特に国家＝精神労働の生産性を認識しなかったと主張している点は、明確に否定されねばならないであろう(フリードリッヒ・リスト「政治経済学の国民的体系」、特に第12章生産力の理論と価値の理論、参照)。

18) これら三つの権力の名称について、スミスはモンテスキューの『法の精神』に言及している(L. p. 17, 110ページ)。この三つの権力による政府権力のつかみ方、国家や法の歴史にそった考察方法など、ジョン・ミラーも指摘しているとうり(L. p. xiii-xiv, 40-42ページ)、特に『グラスゴウ大学講義』に対するモンテスキューの影響は大きいものと思われる。



な権力を専有し、それを背景にして社会を代表するような人びとと、そうでない人びとはいまだ分離されておらず、社会と個人とは区別され、対立的なものとしてとらえられないのである<sup>19)</sup>。

以上のように、スミスは発生史的把握の観点を重視する立場から、社会の最初の二つの段階、すなわち狩猟民族と牧畜民族を考察して(L. p. 20, 115ページ)、次に既にのべたように、牧畜民族の段階で、私有財産の発生とともに本来の政府が出現することをのべる。私有財産の保護のためには、富者を貧者から守ることもさることながら、先ず第一にその社会の独立を維持することが不可欠である。スミスにあっては、財産の所有が、奴隷とは異なって人格的独立を表現するものである<sup>20)</sup>から、財産所有とその安全の保障は、社会的な観点から見れば、その社会の独立の確保が大前提であり、他民族の支配下にあるには、被支配民族の財産所有は考えられないことになる。したがってこの段階では、財産の所有者が自己の安全の維持のために、和戦の決定権を有利に機能させえるように、すなわち絶対権として行使できるようになっていることが重要である。このようにして、先ず和戦の決定権が一部の者に集中され、絶対権として行使されるようになるのが牧畜民族の段階である。

「行政権は、きわめて早く絶対的に行使されるようになった。この牝牛とかあの牡牛とかの所有権に関して、何かの私的な争いが生じたときは、社会は直接に関与しないが、和戦の決定権については深い関心をもっている。牧畜民族の時代には、この権力は絶対的に行使される。」(L. p. 18, 111～112ページ)

スミスによれば、和戦の決定権を中核にして、先ず行政権が絶対権として確

19) 原始的な社会にあっては、個人は共同体の中に埋没しているのであるから、個人と社会とが分裂していないということは当然でもあろうが、共同体を媒介させることなく、個人から出発して直接に国家と対応させることが、スミスの特徴の一つでもある。

20) 「あらゆる租税は、それを支払う人にとって奴隷状態を象徴するものではなくて、自由を象徴するものである。なるほど租税は、この人が統治に服しているということを示すものではあるけれども、同時にまた、彼は若干の財産をもっているのだから、彼自身がある主人の財産〔すなわち奴隷〕でありえるはずがない、ということも示すものなのである。」(W. of N. II p. 873, IV 301ページ)

立される。その次に司法権、そして立法権という順序である<sup>21)</sup>。ここで注目しておくべきことは、権力の確立の基礎には、和戦の決定権という軍事力の存在が示されていることである<sup>22)</sup>。

「社会の初期においては、政府権力の執行はすべて不安定である。多数の者は戦争をすることができるだろうが、少数者にこれを強制することはできない。もっともこの権力は絶対権として行使された最初のものであった。司法権の行使は、連合権〔すなわち行政権〕の行使よりも、ずっと長い間不安定であった。……しかしながら、やがてそれは絶対権となった。立法権はその導入の当初から絶対権であったが、それは社会の初期には存在しなかった。それは司法権の増大から生じたのである。」(L. p. 67, 185ページ)

司法権は、行政事務の増大にともない、行政権を専有する者から委託されて、行政権より分離されるのである。

「司法権が行政権より分離するのは、もとはといえば、社会の改善の進歩の結果として社会の事務が増大したことによるように思われる。裁判業務は非常に骨が折れかつ複雑な義務となり、それを信託された人びとは不断に注意を払わねばならなくなった。行政権を委託された人びとは、私的な訴訟の判決に自ら参加する余裕がなかったので、彼のかわりに判決を行う代理人が任命された。」(W. of N. II p. 722, IV 56ページ)

ここでの「社会の改善の進歩」とは富の蓄積、富裕の増大であり、「社会の事務」とは、所有権の確定や保護などの私有財産をめぐる争いの調停のことである。所有権をめぐる争いを中心に、その他の何かもめごとが生じた時、あい争う当事者が調停を求めようとするのは、和戦の決定にさいし重大な影響力を与えることのできる人であることは当然であろう。ここに、財産をめぐる争い

21) ここで歴史的に確立されていく権力の順序(行→司→立)は、本質的な権力としてスミスがあげた順序(立→司→行)とは逆になっている。ここに国家権力の発生論と本質論をめぐる興味ある一つの問題が存在しているように思えるが、ここでは展開できる余裕がない。

22) スミスは、権利や権力というものは、武力による裏付けがなければならないことを、明白にのべている。「議会の権利は、〔国王に対抗するという〕その性質上、武力によって保護されえることを前提とする。さもなければそれは全く権利ではないからである。」(L. p. 70, 190ページ)

を調停する仕事、軍事力を背景にして一部の者に集中していくのである。社会の初期の段階ではいまだ知られていない私有財産をめぐる遺言、契約、特に困難な取引などが行われるようになると、争いが次第に頻繁となり、訴訟の数が急激に増大したのである(L. pp. 18-19, 113ページ)。訴訟数の増大とその複雑化は、行政の専門家が裁判業務をも兼任することを不可能とした。すなわち、行政に参加している人は、裁判にも参加しうる時間的な余裕がなくなり、ここに、行政と裁判の分業が必然化されたわけである。

すでにふれたが、立法権は司法権を抑制する必要から生じた。

「所有権が拡張されるにつれて、厳格な規則を定め、これを彼ら〔すなわち裁判官〕に守らせることにより、彼らのかつてな決定を抑制することが必要となった。かくして立法権が司法権を抑制するものとしてもたらされた。」(L. p. 68, 186ページ)

司法権が絶対権として確立されると、裁判官は人びとの自由、生命、財産などに対して専制的な決定権をもつようになる。彼はその姿を見るだけで恐ろしいぐらいである(L. p. 67, 185ページ)。したがって立法権による司法権の抑制が不可避となる。もとはといえば、行政権力の保持者により任命・委託された代理人ではあるけれども、自己の職務の内容によっては、立法権という新しい権力によって抑制する必要が生じるまでに権威を獲得するのである。ここに集団意志を担う専門家集団の自立化していくことの一つの根拠が示されている。

以上において、住民全体に共有されていた権力が、長い歴史的な過程の下で、行政権、司法権、立法権という順序で一つずつ住民から切り離され、絶対権として行使されるようになる過程をたどってきた。これに対応して住民から切り離された業務を専門的に担う集団が形成されていくことが、次に分析されねばならない。すなわち住民からの権力の切り離しは、その権力業務を専門的に担う集団の形成なのである。

「自由民が自分の仕事をすべて奴隷にさせた時には、彼らは公務に携わることができた。しかし土地が自由民によって耕作されるようになると、下層の人びとは公務に携わることができなくなり、しかも自己の利益からしてもそれを避けようと努めた。

かくしてヴェニスの住民が、公務から逃れたいと願った事実を例証することができる。同じように、オランダの諸都市は自発的に公務を市会に委譲し、その結果市会は全権を賦与されるにいたった。」(L. p. 24, 121ページ)

奴隷制度は、スミスにあっては、基本的には否定されるべきものであった。奴隷は自分の利益とはならないから労働意欲がなく、自由人の場所をふさぎ、自由人の数を減ずるからである(『グラスゴウ大学講義』第2篇、第3節、主人と召使、参照)。しかし小さな共和国にとっては、奴隷制は共和国の衰微を遅らせるという、一つの便益があった。自由人は、手工業などを奴隷にまかせ、軍事訓練に勤しむことができたからである<sup>23)</sup>。すなわち行政などに参加できる時間が、奴隷の労働の上に立つことにより確保されていたわけである。奴隷の数が増えず、自由人との分業関係がうまく成立している間は、奴隷制は自由人にとっては彼の発展を可能とする制度なのである。

社会的分業が発展し、特に商工業に多くの人びとが従事するようになり、社会が「商業社会」<sup>24)</sup>といわれる段階に達すると、人びとの生計は自らの職業を遂行することによってのみ維持しうようになる。したがって物質的な富を生産しない不生産的な公務に携わることは、それだけ自分の稼ぎが減少することを意味するから、特に日常的な貯えの乏しい人は、公務につくことを自ら制限

23) 「小さな共和国においては、奴隷制度にともなう一つの便益がある。そして、それは奴隷制度の唯一の便益であるように思われるのであるが、すなわち、奴隷制度は共和国の衰微を遅らせるという点である。ローマやアテナイでは、手工業は奴隷によって営まれた。そしてスベルタ人は、自由民が職人の仕事を任じられるのを許さないほどになった。なぜなら、彼らはそういう仕事をすれば、身体を害すると想像したからである。したがって、カイロネア戦役の時、アテナイの文化はかなり高尚なものとなっていたが、全ての職業が奴隷によって行われていたという正にこの理由だけで、アテナイ人は多くの人数を〔戦場へ〕送り出すことができた、という事実がある。奴隷制度が行われなかったイタリアの共和国では、まもなく〔外敵に侵略され〕その自由を失った、といえることができる。」(L. p. 27, 125ページ)

24) 「一度分業が徹底して確立されると、人間が自分自身の労働の生産物により充足しうるのは、ごく一部の必需品でしかなくなる。彼は、必需品の大部分は、自分自身の消費を越えてなお余りある自己の労働の生産物の余剰部分を、他人の労働の生産物の余剰部分で、かつ自分が必要とするものと交換することで手に入れる。このようにして、あらゆる人は交換によって生活する、つまりある程度商人になる。そして社会そのものも、適切に言うならば、一つの商業社会 commercial society になる。」(W. of N. I p. 37, I 133ページ)

せざるをえなくなる。そこでその公務に専念してもらう人を選び出すという方法がとられた。彼らの生活維持のため若干の租税を支払わねばならなくなるが、そのことで自分の仕事に専念でき、ましてや自己の財産が安全に守られる保障となるのなら、自発的にこういうことがなされたのも当然であろう。

「国務のために自己の時間と労働を費す官吏が、その報酬を受けるべきことも同じく必要である。この目的のために、また政府の費用を支弁するために、若干の基金が調達されねばならない。これがすなわち国家収入の起源である。」<sup>25)</sup> (L. p. 3, 91ページ)

ここでは、時間がなくて行政に参加することができない人が、自発的に官吏の生活維持のために一定の費用、すなわち租税を支払うことと、官吏の給料と政府の活動のための費用が同じ性質のものとして、同じ財源から支払われるべきものとしてとらえられていることが興味深い。不生産的な行政活動に参加できない人、または参加を望まない人が、租税を支払って公務員を雇用し、本来自分たちが行ってきた行政を委託する。そうすることで人びとは自分の時間を確保するのだが、代理人といえども公務員は、自己の生活費を要求することで徴税権をにぎり、社会の上に立つ基盤を獲得するのである<sup>26)</sup>。

25) こうしたスミスによる租税の起源の把握は、以下のマルクスの徴税機能の把握と対比させれば、両者の差異を明瞭に表現しているものとして、非常に興味深い。「土地の一部分は自由な私的所有として共同体の成員によって独立に管理され、他の部分—ager publicus [公共地]—は彼らによって共同に耕作された。この共同労働の生産物は、一部は凶作その他の災害のための予備財源として役立ち、一部は戦費やその他の共同体支出をまかなうための国庫として役だった。時が立つにつれて、軍事関係や教会関係の高職者たちは、共有財産といっしょに共有財産のための仕事を横領した。自分たちの公共地での自由な農民の労働は、公共地盗人たちのための夫役に変わった。」(K. Marx, a. a. O., Das Kapital, I. S. 252, K. マルクス, 前掲, 資本論第1部, 308ページ)

26) 「この公権力を維持するためには、国家市民の費用負担が必要である。——すなわち租税である。これは、氏族社会のまったく知らないものであった。しかし、今日ではわれわれはこれについて話のたねに困ることはない。文明の進歩につれて、租税でもまだ足りなくなる。国家は未来を引当てに手形をふりだして借入れをおこなう。すなわち国債である。これについても、旧ヨーロッパはいろいろと体験をもっている。

いまや公的強力和徴税権をにぎって、官吏は、社会の機関でありながら、社会のうえに立っている。」(Friedrich Engels, Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats, MEW. Bd. 21, 1962, S. 166, フリードリッヒ・エンゲルス, 家族, 私有財産および国家の起源, 前掲「マルクス=エンゲルス全集」第21巻, 1971年, 170ページ)

裁判官の選任も全く同様である。

「〔私有財産の発生と商業の発展により争いが頻繁となったが〕人びとは一般に何かある一定の職業部門に従事していたから、訴訟に携わるために時間を割くとなれば、大きな損失を被らざるをえなかった。そこですべての事件が未解決のまま放置されるをえず、そのためにさまざまな不便が生じるに任せるか、それとも社会の種々の構成員にとって一層好都合な何かある方法に思いついたらねばならなかった。人びとが自然に思いついた方法は、仲間のある者を選んで、彼らに一切の事件を委託することだったのであろう。既にその時までに優れた勢力をもって他の者に抜きんでていた首長がこういう時に日頃の優越を維持し、この目的のために選ばれた人びとの一員となるのは自然のことであろう。」(L. p. 19, 113 ページ)

立法業務についてはスミスは何ものべていない。しかし国家の義務で第一のものとした国防に関して、彼はまた興味ある分析をしている。

「和戦を決する権力は、最初は人民全体に委ねられていた。しかし社会が進歩して、都市が要塞で固められ、武器庫の設備ができ、貨幣の貯えが集中され、将軍と士官が任命された時、人民全体がこの種の評議に参加することができなくなった。そこでこの職分は裁判所の手に帰するか、あるいはこの目的のために別に一団の人びとが任命されるのを常とした。」(L. pp. 19-20, 114ページ)

和戦の決定権が住民全体の手にあった時は、住民全体が武装している民兵制度が当然前提されている。ここで重要なのは、民兵制から常備軍への移行を必然化する根拠に、武器庫などの設置と、これを専門的に管理する将軍や士官などの専門家集団の形成がのべられていることである<sup>27)</sup>。こうした一部の人びとに軍事施設を専門に管理する機能が与えられ、住民の大多数がそれから切り離されることが、後にものべるように、住民が国防に対して肉体的にも精神的にも不見化する第一歩であることを確認しておくことは必要である。

27) 武器庫や要塞などの軍事設備は、一種の「行政手段」を形成するものであるが、池上惇氏が、この「行政手段」との関連において展開された官僚制論や公務労働論は、氏の財政学研究での大きな業績の一つであろう(池上惇「現代資本主義財政論」有斐閣、昭和49年、特に序章を参照)。

更に分業が発展し、国防の任務を専門的に担う集団、すなわち、常備軍制度の形成について考察しよう。

「戦争技術は、実際すべての技術のうちで最も高尚であるから、文明の進歩につれて必然的に最も複雑な技術の一つとなる<sup>28)</sup>。機械技術と、それが必然的に関連する他の技術の状態が、ある特定時代の戦争技術が完全なものにされうる程度を決定する。しかしそれをこの程度の完全さにするのは、それが市民の特定階級の唯一あるいは主要な職業になる必要がある。また他のすべての技術と同様に、この技術の改善にも分業が必要である。」<sup>29)</sup> (*W. of N.* II p. 697, IV 15-16ページ)

また、分業が発展し自分の専門の職業に従事する人が増えれば兵士の数が減ること (*L.* pp. 26-27, 123-124ページ)、人びとが自分の仕事が細分化されること

28) 「戦争は平和よりも早くから発展している。賃労働や機械などのような一定の経済的諸関係が、戦争によって、また軍隊などのなかで、市民社会のなかでよりもっと早くから発展させられる仕方。生産力と交通関係との関係も軍隊のなかではとくに明瞭である。」(K. Marx, Einleitung [zur Kritik der politischen Ökonomie] *MEW.* Bd. 13, 1961, S. 639, K. マルクス, [経済学批判] 序説, 前掲「マルクス=エンゲルス全集」第13巻, 1964年, 636ページ)。このマルクスと対比のこと。スマスにあっては、いわば「生産力」の面だけでとらえているが、マルクスにあっては「生産関係」の面も含まれている。

29) スマスは更に続けて言う。「他の諸技術のばあいには、分業は、個人の慎慮により自然に導入される。なぜならば、彼は多数の仕事に従事するよりも、特定の事に局限する方が、よりよく自分の私的な利益を増大しうることを承知しているからである。しかし兵士という職業を、他のすべてとは全く別の独立した特別の職業とできるのは、国家の英知だけである」(*W. of N.* II p. 697, IV 16ページ)。ここで注目すべきは、分業としての常備軍の成立を、同じ分業の論理で説明するにしても、「大変広大な効用を全く眼中に置かない、人間本性の中にある一定の傾向、すなわちある物を他の物と取引、交易、交換するという性向の、緩慢で漸進的ではあるが必然的な帰結」(*W. of N.* I p. 25, I 116ページ)としての分業の自然発生とは異なる方法で、「国家の英知の産物」として説明している点である。こうした説明は、「人間の慎慮と知慮の至高の努力の結果」としての法と政府の設定 (*L.* p. 160, 321-322ページ)とか、「政府の最高の努力の賜物」としての立法権の設定 (*L.* p. 17, 110ページ)などと、国家機構やその機能について特にもちいられているようである。同じ分業の発展でも、産業の発展と国家の発展とは、その論理が使い分けられている。このことは、スマスが国家の考察にさいして、単に社会的な分業の発展と、その合理的、効率的な管理の見地からだけでは十分に把握できないことに留意し、厲心していることを意味する。なお山崎純, 前出, アダム・スマスと国家, 124-125ページ参照。

しかし論理を使い分けられているとはいえ、単に分業論からする常備軍制度の説明は、「みずから武装力として組織した住民ともはや直接には一致しない、一つの公的強力を打ち立てること」を一つの国家の特徴とする、また「住民の自主的に行動する武装組織が[国家と共存することが]不可能になった」ととらえる、エンゲルスの説明と対比されるべきであろう。(F. Engels, a. a. O., *Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats*, S. 165, F. エンゲルス, 前掲, 家族, 私有財産および国家の起源, 169ページ)。

により肉体的、精神的にも戦いにふむきになること (*W. of N. II pp. 781-782, IV 158-159ページ*) も含めて、製造業の進歩と戦争技術の改善という二つの原因から、人びとは自費で戦争におもむくことが不可能、ないしはきらうようになり (*W. of N. II p. 694, IV 11-12ページ*)、常備軍制度が不可避となる。

以上において、住民全体に共有されていた諸権利が、住民から切り離され、一部の者に集中されていく過程に対応して、切り離された業務を専門的に担う集団が形成されていくことが、あきらかになった<sup>30)</sup>。社会的分業の発展により、不生産的な業務を行うことを専門とする集団が、また社会的な分業の一つとされてゆくということである<sup>31)</sup>。最後にこの集団が相対的に自立化していく根拠をスミスに聞こう。もちろん軍事力が権力集中の背景にあることを忘れてはならないが、以上の機能が絶対権として確立する根拠は、スミスによれば処罰権の確保に求められているようなので、処罰権の側面から見てみよう。

社会の初期においては、政府はいまだ無力で、単なる友人の立場、せいぜい調停者の役割を果すのみであった (*L. p. 18, 111ページ*)。

「(野蛮な国民の時代にあっては) 政府は弱体であり、仲裁の方途によるのでなければ、個人間の争いにはあえて干渉しなかった。特に狩猟民族の時代においては、権威も単なる名称以上のものではなく、有力者といえども当事者を説得して、和解させることしかできない。」 (*L. p. 137, 288ページ*)

処罰が犯罪に準じて行われるようになるには、長い時間が必要である。もともと侵害者を罰することは、首権者の絶対権として行われるのではなく、公平

30) 統治を専門に担う階級と、もっぱら統治される階級との一種の社会的分業の成立と、統治階級への権力の集中や被統治階級の統治能力の喪失、貧困化などについては、池上博「財政危機と住民自治」青木書店、1976年、特に第1章Ⅲを参照。

31) 「事柄は、分業の立場から考えてみれば、最も容易に理解されます。社会は、自分に欠くことのできないいくつかの共同の機能を生み出します。このような機能をあてがわれた人々は、社会のなかでの分業の新しい一部門を形成します。それとともに、これらの機能はその受任者たちにたいしても特殊な利害関係をもつようになり、彼らに対して独立化されます。そして——そこに国家が生ずるのです。」 (*F. Engels an Conrad Schmidt, 27 Oktober 1890, MEW. Bd. 37, 1967, S. 490, F. エンゲルス, C. ジュミットへの手紙1890年10月27日, 前掲「マルクス=エンゲルス全集」第37巻, 1975年, 424ページ*)



な傍観者が被害者の状況を観察して、それと対比して犯罪者への処罰に共感しうる限りで、それは是認されたのである。

「われわれが刑罰を是認する第一の根拠は、通常そう考えられている公益の尊重ではない。真の原理は、被害者の憤りに対するわれわれの同感である。」(L. p. 136, 286-287ページ)

処罰の根拠は、当初は確かにスミスの言うように、その効用ではなく、被害者の憤りへの同感であったかもしれない。しかし彼もいみじくものべているように、犯罪を単に私人間における争いという観点からだけでなく、社会的な観点から見直していくと、事態は少々変化してくる。

「昔から犯罪は、被害を受けた家族に対する犯罪と、平和に対する犯罪という、二つの見地から考察された。」(L. p. 138, 290ページ)

政府は、最初は当事者間の利害調停という立場から私人間の争いに介入するが、政府が次第に強力になるにつれて、社会への犯罪、政府への被害を賠償するための処罰という見地が、有力に作用するようになる。

「政府が強力になると、謀殺者は被害者の親類に対してのみならず、社会に対しても賠償をせざるをえなくなった。なぜならば、社会に彼を保護するという手数、すなわちこのばあいには、彼を関係者の復讐から保護するという手数をかけさせたからである。」(L. p. 137, 289ページ)

出発点は犯罪者の身辺を保護するという、当事者間の利害関係に直接関連する手数に対する賠償の請求である。ここから社会は私人間の争いに介入し始め、次第に権威を増すにつれて、処罰権を自己の利害関係に一致させて行使するようになる。

「市民政府が権威を増すにつれて、平和の攪乱を少なくするため、処罰がより厳格にされた。」(L. p. 140, 293ページ)

ここにいたっては、政府は社会の平和、秩序の維持という口実の下に、自らの権威を確保しようとするのが明白となる。社会への犯罪、平和の攪乱、社会的秩序の破壊の防止という理由を前面に立てて、厳格な処罰権を背景に、政

府は住民に臨むことができるようになるのである。ここでは既に同感の原理は消失し、「公益」が前面に出てきている。この根拠は、処罰権の専有ということである。

「政府が権力を得た後は、賠償が犯罪に相当していなかったのに、犯罪者の自由の代償として、この追加的な賠償を自己のものとした。こうしたことから、君主は本来木払債務を免除する権利を持たないと同様に、罪を許す権利を持つものではないけれども、彼は犯罪者を赦免する権利を獲得した。」(L. p. 138, 289-290ページ)

国家は、司法権の絶対的な強化を背景に社会への犯罪というものを設定し、犯罪者に賠償を請求し、また彼を赦免する権利を独占的に所有するようになる。統治者は、司法権を住民から切り離し、自己の管理下に置くことにより、また処罰権の強化もあいまって、以前は住民全体の共有物であった司法権を、統治手段として行使しうようになる。同感の原理ではなく、「公益」による社会秩序の維持が図られる。処罰権の絶対権としての確立により、権力は相対的な自立化を完成することになる。そして現存する政府権力の維持が自己目的とされる基盤ができあがったのである。

### 3 小 括

スミスは国家を歴史的に考察することによって、以上見てきたように、多くの注目すべき論点を残した。小論においては、従来着目されてはいなかった時間の要素というものを取り上げることにより、分業の発展と代理人や租税論において、特に興味ある展開がなされたことを見た。これらの点をここに要約しておこう。1での特徴点とも重複することになるが、このことはスミスの歴史的な考察方法の重要性を示すことになるので、あえていわず再び記しておく。

①国家の歴史性と社会性<sup>32)</sup>。国家は歴史的な産物であり、社会の最も初期の段階では存在せず、第二の牧畜民族の段階で、私有財産の保護の必要から、社

32) 「国家はけっしてそこから社会に押しつけられた権力ではない。……それは、むしろ一定の発展段階における社会の産物である。それは、この社会が自分自身との解決不可能な矛盾に陥みこまれ、自分ではらいのける力のない、和解できない対立物に分裂したことの告白である。ところでこれらの対立物が、すなわち相争う経済的利益をもつ諸階級が、無益な闘争によって自分自身/」

会の内部の分業の発展の結果として出現する。したがって契約や同意により政府が出現するのではない(契約説批判については、L. pp. 11-13, 102-105ページ参照)。

②国家の発生過程は、元来住民全体が共有していた立法権、司法権、行政権という三つの基本的な権力が、長い歴史の過程をへて一つずつ住民から切り離され、集中され、その業務を専門的に担う集団が形成されることである。

③権力を集中する契機は軍事力である。そしてその順序は、まず和戦の決定権を中心にして行政権、それから分離されるかたちで司法権、これを抑制するものとしての立法権である。

「彼〔大牧羊者または大牧牛者〕は、目下の誰よりも多数の人の結合された力を支配することができる。彼の軍事力は彼らの中の誰のそれよりも大きい。戦時には、彼らの全ては、自然に他の誰よりも彼の旗の下に集合しようという気になるし、またこのようにして、彼の生まれや財産は、自然にある種の行政権を彼に与えるのである。その上、他の誰よりも多数の人の結合された力を支配することにより、彼は、彼らの中の誰かが他を侵害した場合、その不当行為を償うよう強制することが最もよくできる。それ故彼は、あまりにも弱く自衛できない全ての人びとが自然に保護をおおぎ求める人物である。自分たちが被ったと思う侵害について、彼らが自然に不平を訴えるのは彼に対してなのであって、こういう場合彼の調停は、訴えられる本人によってさえ、他のどのような人物の調停よりもたやすく服される。このようにして、彼の生まれや財産は、自然にある種の司法権を彼に与えるのである。」(W. of N. II p. 714, IV 43-44ページ)

④集中された権力は、処罰権の強化を背景に、絶対権に転化され、その一部の集団により、住民に対する統治手段として行使される。

⑤本質的契機としての私有財産の保護。狩猟民族の段階で既に和戦の決定権

↘と社会を消耗させることのないようにするため、外見上社会のうえに立ってこの衝突を緩和し、それを「秩序」の枠内に引きとめておく権力が必要になった。そして、社会から生まれながら社会のうえに立ち、社会にたいしてみずからをますます疎外していくこの権力が、国家である。」(F. Engels, a. a. O., Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats. S. 165, F. エンゲルス, 前掲, 家族, 私有財産および国家の起源, 169ページ) このエンゲルスと対比のこと。

は重要な役割を果たしていた。しかし本来の政府というものは、牧畜民族の段階で、私有財産の発生とともに、その保護を本質的契機として出現する。このことは、スミスが『諸国民の富』第5編第1章で経費論を展開するさいに、防衛費、司法費、公共土木事業および公共施設の維持費という順序をとっているが、市民政府が出てくるのは司法費の段階になってから、ということにも対応しているであろう。

⑥財産の所有形態の変化と政府形態の変化との依存関係。政府の形態は、その目的の遂行に最も適したものになるはずである。国家発生の本質的契機は私有財産の保護であるから、財産の所有形態、所有権の拡張につれて、政府の形態も変化するのである。司法権の強化や立法権の導入や民兵制から常備軍制度への移行などは一つの典型である。

「所有権と政府とは、互に大きく依存しあう。所有権の維持と所有物の不平等とが、最初に政府を形成した。そして所有権の状態は常に政府の形態につれて変化するにちがいない。」(L. p. 8, 97ページ)

⑦社会の発展の保障としての政府権力や機能の強化の必然性。スミスにとっては、政府の確立による私有財産の保護の効果として、労働意欲が喚起され、社会の発展が促進されるというだけではなく、政府の弱体が社会進歩の遅れる原因であり、政府が本来の機能を全うするには、必然的に強化されねばならないのである。

「政府の性質が、〔富裕の進歩の遅い〕もう一つの原因として示された。しばしばのべたように、社会の幼時には政府は無力薄弱であるに相違なく、その権威が個人々の勤労を彼らの隣人の強奪に対して保護しえるのは、ずっと後のことである。人びとが自己の所有物全部がいつ強奪されるかも知れないという危険を感じている時には、彼らは勤勉になるべき動機をもたない。そこでは資財の蓄積は少ししかありえないであろう。なぜならば、大多数を占むと思われる怠惰な者が勤勉な者に依食し、彼らの生産するものすべてを消費するだろうからである。政府の力が勤労の生産物を守るほどに大きくなると、他の障害が異なった方面から発生する。野蛮状態にある隣接諸国

民の中では、常に戦争が行われている。一国民はたえず他国民を侵略、略奪するので、私有財産はたとえ隣人の暴力を逃れるとしても、それは敵の侵略の危険にさらされている。このような状態では、資財の何らかの蓄積がなされえるということは、ほとんど不可能である。」<sup>33)</sup> (*L. pp. 223-4, 410ページ*)

⑧国家の独立の維持の重要性。国家の維持の自己目的化。国家権力の強化の必然性は、その本来の目的の私有財産の保護のためには国家の独立の確保が不可欠ということで、遂には国内の富裕を増進さすことよりも優先されるにいたる。

「国防は富裕よりもはるかに重要であるから、航海条例はイングランドの商業上のすべての法規の中で、おそらく最も賢明なものなのである。」(*W. of N. I pp. 464-465, III 73ページ*)

したがって国家の独立維持のためには、戦費をねん出するための政策が、国内の富裕増進策に優先される。すなわち国家の独立維持の至上目的は、国内の租税政策や産業政策に優越するものである。

「適当な課税物件がすべて使い果されたにもかかわらず、もし国家の危急がなお新税を要求してやまないというのであれば、この租税は不適当な課税物件にまで課されるにちがいない。したがって国家の独立を獲得してこれを維持するために、非常な節約を励行したにもかかわらず、巨額の債務契約をよぎなくされたほどの高価な戦争にまきこまれてきたこの共和国〔すなわちオランダ〕が、生活必需品に課税したとしても、けっしてその英知を非難するわけにはいかないであろう。」(*W. of N. II p 906, IV 403ページ*)

そしてついに国家の維持が自己目的とされるにいたる。

「政府はしばしば、その国民の保護のためにはではなく、それ自身のために維持される。」(*L. p. 269, 473ページ*)

33) 政府の権威や機能の必然性は強調されているが、その財政的裏付けについては、何もふれられていない。むしろ、租税すなわち国家収入の過重は、富裕の進歩が遅かった原因の一つとされている (*L. p. 236, 428ページ*)。スミスの安価な政府論として、様々な理解がなされてきた一つの原因が、ここにあるのであろう。

## III おわりに

国家権力の形成過程の論理と歴史に焦点をあてながら、アダム・スミスの国家に関する言及部分をあとづけてきた。小論ではスミスの国家の本質把握を前面に出して再構成を試みたので、ふれるべくしてふれえなかった点も多いし、従来のスミスの国家論に対する理解から見れば、やや一面的とさえ言うようなスミス把握になったかもしれない。しかしながら、スミスは歴史的なまた発生史的な方法を駆使することにより、現在の国家論の諸課題に関して、きわめて重要な論点を残したといえる。それは、社会の分業の発展の下で、国家機構、政治権力の相対的自立化の論理を把握しえたことによるのであろう。単純に分業の発展＝生産力の上昇の側面からのみの把握ではなく、生産力の発展が、一方では分業を極限にまでおし進めるとともに、他方では権力の相対的自立化をも呼び起こすこと、これに対応して、一方で一面化し、統治から疎外され、統治能力を喪失した大多数が形成されるとともに、他方で統治を専門に担い、全体性を体现する一部の集団が形成されることを示しえたことは、スミスの国家論の大きな功績の一つである。

「分業が進展するにつれて、労働によって生活する人びとのはるか大部分、すなわち人民大衆の職業は、少数のごく単純な作業に、しばしば一つか二つの作業に限定されるようになる。ところで、大部分の人びとの理解力は、必然的に彼らの日常的な職業によって形成される。その一生が少数の単純な作業の遂行に費され、その作業の結果もまた、おそらくは常に同一かまたはほとんど全く同一であるような人は、けっして起こりそうもないもろもろの困難を除去するための便法を発見するために、自分の理解力を働かせたり、または発明力を働かせたりする必要がない。それゆえ彼は自然にこういう努力を払う習慣を失い、およそ創造物としての人間がなりさがれる限りのばかりになり、無知にもなる。彼は精神が遲鈍になるから、何か筋のとあった会話に興をわかせたり、それに加わったりすることができなくなるばかりか、どのような寛大で高尚な、またはやさしい感情をもつこともできなくなり、したがってまた、私生活

の義務についてさえ、その多くのものについてどのような判断も下せなくなる。彼は自分の国の重大で広範な利害関係について、全然判断を下すことができないのであって、彼を別人にするためにきわめて特殊な骨おりがなされるのなら話は別であるが、そうしない限り、彼は戦時に自分の国を防衛することも同じようにできないのである。彼の停滞的な生活の干編一律さは、自然に彼の勇敢な精神を腐敗させ、そこで彼は、兵士の不規則で不安定で冒険的な生活を嫌悪するようになる。それは、彼の肉体的活動をさえ腐敗させるのであって、そこで彼は、自分が従来しこまれてきた職業以外のどのような職業にも、精神的に忍耐強く自分の力を発揮できないようになる。こういうふうにして、彼自身の特定の職業における彼の技巧は、彼の知的・社会的および軍事的な徳を犠牲にして獲得されるように思われる<sup>34)</sup>。ところで、改善されたあらゆる文明社会では、これこそ、政府がそれを防止するために多少とも骨をおらぬ限り、労働貧民、すなわち人民大衆が必然的に陥らざるをえない状態なのである。」(W. of N. II pp. 781-782, IV 158-159ページ)

やや長きに失したかも知れないが、ここにスミスの分業論のエッセンスがあると思われるので、あえて全文引用した。ここでは、分業の発展による労働の細分化、それに従事する大多数の労働者の精神的、肉体的不具化が簡明に語られている。しかし忘れられてはならないのは、後の教育や体育の必要性の主張へともつながっていくものであるが、全体性を集積した政府の存在の確認である。スミスの社会把握は、一方で精神的、肉体的に不具化した大多数の住民と、他方で統治機能を分業として担って自立した一部の集団の併存である。そこではまた、後者による前者への働きかけの必然性も認識されている。労働力の再生産という観点も多少は含まれているにせよ、国防に耐えうる水準に人間を保っておくため、教育や体育が不可欠となる。一面化され、欠陥化された多くの個人に対して、政府は一定の役割を果すべきことが主張されている。国家による社会への、別の言葉で言えば、経済への介入の必要性である。こうした観点

34) 「マニファクトゥアでは、全体労働者の、したがってまた資本の、社会的生産力が豊かになることは、労働者の個人的生産力が貧しくなることを条件としている。」(K. Marx, a. a. O., Das Kapital, I. S. 383, K. マルクス, 前掲, 資本論第1部, 474ページ)

は、現存する国家をそのまま前提し、その「公的機能」や「社会的役割」を強調する一部の論調に対して、一つの有効な批判を提供するものであるといえよう。

最後に、残された問題と今後の展望について若干ふれておきたい。第一に、歴史的な考察方法の評価である。注16でも少しふれたが、スミスはどの程度史実に即して彼の議論を展開したのか。またスミスに歴史理論はあるのか。これは論争のあるところでもある<sup>35)</sup>。今後はスミスの道徳哲学体系の中での歴史理論の位置や、リカードやマルクスとの対比、またスコットランド歴史学派との関連などを深める中で、明確にされねばならないであろう。

第二に、スミスの国家論の全体的な再構成である。『道徳感情論』で、同感の原理に基づき結合されている個人の集合体として扱われている国家や、注33でもふれた、特に『諸国民の富』の中で主張されている自然的自由の体制下での国家なども含めた、全体的な再構成である。

第三に、経済的自由主義<sup>36)</sup>の評価である。これはルソーの政治的自由主義との対比や、民主主義との関連でもなされねばならない。スミスの主張を結実させた歴史的、社会的条件と、スミスの主張の現実的役割を評価することである。

以上については全て今後の展開をまたねばならないが、次稿においては、小論で得た政府権力の形成の分析に立った上で、形成された権力がいかに大財産の所有者の権力に結合され、組み換えられていくかを、スミスの主張にそって跡付ける予定である。

35) 西村孝夫「経済学体系と歴史」未来社、1962年。特に第1章参照。

36) 経済的自由主義に関しては、Harold J. Laski, *The Rise of European Liberalism—An Essay in Interpretation*, London, G. Allen and Unwin LTD., 1936, 石上良平訳「ヨーロッパ自由主義の発達」みすず書房、1951年、を参照。